

学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(第3版)



厚生労働省HPから

令和2年5月

大阪市教育委員会

目次

はじめに	1
大前提	2
I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策	5
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底 (感染源を絶つこと)	5
2 基本的な感染症対策 (感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること)	8
3 保護者への注意喚起	10
4 3つの密を避ける環境づくり	11
5 発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策	16
6 消毒液を使った清掃の実施	16
7 心のケアについて	17
8 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	18
II 幼児児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方	19
□ 出席停止・臨時休業 フロー図	19
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	20
2 学校園・学年・学級休業の考え方	24
3 出席停止・臨時休業発生時の対応	26
III 教育活動における留意事項	29
1 各教科学習等における留意事項	29
2 修学旅行・泊を伴う行事	35
3 校外活動・その他の学校（園）行事	35
4 運動会等について	36
5 給食について	37
6 部活動について	37
7 図書館	39
8 清掃活動	40
9 休み時間	40
10 登下校	40
11 國際クラブ等について	41
12 健康診断について	41
IV 学校施設を活用して行う事業等について	43
V 障がいの状況に応じた指導・支援	44

VI 各校園における留意事項	45
1 幼稚園	45
2 小学校	46
3 中学校	46
4 高等学校	46
VII 教職員に係る対応等	47
1 基本的な考え方	47
2 職場内外での感染防止行動の徹底について	47
3 かぜ症状等を呈する教職員への対応について	49
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について	51
5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等	52
6 妊娠中の女性教職員への配慮について	52
7 感染症流行期における教職員のメンタルヘルスについて	52
8 公務災害の認定について	54
VIII その他	55

保護者あて通知文例

通知文例 1 新型コロナウイルス感染症予防のお願い	56
通知文例 2 新型コロナウイルス感染症対応について	57
(感染者が判明し、全校休業となる場合・全保護者用)	
通知文例 3 新型コロナウイルス感染症対応について	58
(感染者が判明し、全校休業となる場合・当該学級保護者用)	
通知文例 4 新型コロナウイルス感染症対応について	59
(複数名の濃厚接触者が判明し、学級休業となる場合・当該学級保護者用)	

参考資料集

・健康観察表（家庭用）	60
・健康観察表（学級用）	61
・新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。	62
・参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	63
・空き教室を活用した別室の例	64
・消毒実施状況チェックリスト	65
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト	67
・学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト	71

はじめに

新型コロナウイルス感染症の対策等については、これまで各学校園において最大限の注意を払って取り組んでいただいているところである。感染の収束状況を踏まえ、子どもの学びを保障するため学校園の教育活動を再開していくこととしているが、感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されることから、幼児児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要である。

今回の新型コロナ感染症の発生とその推移は、大都市部とその周辺地域、地方都市でかなりの地域差がみられた。そのため、地域ごとの感染状況にあった行動基準が必要となり、国からは感染状況を3段階（感染レベル1、2、3）に分けて、それぞれ段階に応じた行動基準が示され、その中で「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会についての考え方が明らかにされた。学校園においても感染の状況に柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ、この「新しい生活様式」への円滑な移行と幼児児童生徒及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要である。

こうした考え方を踏まえ、学校園の教育活動を再開するにあたって学校園において留意すべき事項について次のとおりまとめたので、この内容を十分に斟酌し、引き続き細心の注意の下、感染症対策を徹底し、教育活動を進めていただけるよう宜しくお願ひしたい。

なお、この取扱いについては、当面の間のものとする。

新型コロナウイルスを取り巻く状況については、日々状況が変化しているため、今後この取扱いに変更が生じる場合があることをあらかじめ承知いただき、適宜教育委員会と十分連携を図り適切に対応いただきたい。

策定 令和2年4月1日
第2版改定 令和2年5月8日
第3版改定 令和2年5月29日
大阪市教育委員会

大原則

- ◎「3つの密」(①換気の悪い『密閉』空間 ②多数が集まる『密集』場所 ③間近で会話や発声をする『密接』場面)を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減すること。
- ◎校（園）長を責任者として、保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに校（園）内に保健管理体制を構築し、あわせて学校（園）医、学校（園）薬剤師等との連携を推進すること。幼児児童生徒への指導のみならず、日々の健康観察・保健管理や施設・共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間等の幼児児童生徒の行動の見守りなど、学校園全体として取り組むこと。
- ◎安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、感染等が疑われる場合を含め、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。
- ◎感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくこと。感染者が確認された場合には、教育委員会に速やかに報告し、十分連携を図ること。
- ◎発熱等かぜ症状を含む健康状態の把握や健康管理について、保護者と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておくこと。
- ◎心理的なストレスに係るリスクは、どの幼児児童生徒にも起こる可能性があることを意識し、学級担任等を中心としたきめ細かな健康観察を行うとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、心の健康問題に適切に取り組むこと。
- ◎新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもに感染の可能性があるのであって、感染者や濃厚接触者等、あるいは特定の国や地域に対する差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こらないよう、留意すること。いたずらに感染者が特定されることのないよう、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まことに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
- 身体的距離の確保　□「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

運動、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

厚生労働省HPから

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日）から

※ 現在、大阪市はレベル2の状態であると考えられる（令和2年5月28日現在）。今後状況が変化した場合は、学校園あて通知する。

I 新型コロナウイルス感染症を防ぐための基本的な対策

学校園生活において感染拡大を防ぐには、休み時間や登下校（登降園）など教職員の目が届かない所での幼児児童生徒の行動が特に重要なとなるので、学校園生活を始めるにあたり、まずは、幼児児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるように、感染症対策の3つのポイント（感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めること）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要である。

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底（感染源を絶つこと）

感染源を絶つためには、発熱等のかぜの症状がある場合等には幼児児童生徒も教職員も、自宅で休養させ、登校園しないことを徹底する必要がある。

（1）家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱等かぜ症状がある場合は、登校園を控えていただくよう保護者に周知する。

健康観察表は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園との健康状態の共有に活用すること。健康観察表は、2週間用なので、4週間分は保存してもらうこと。

※健康観察表は、今般家族欄を追加して更新しているので留意されたい。

同居の家族に、p7《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》に該当する症状が見られる場合も登校園を控えていただくよう保護者に周知する。そのため、幼児児童生徒本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いし、家族に当該症状がある場合は、健康観察表に記載してもらうこと。

*発熱等かぜ症状とは

本マニュアルにおいて、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられることがあります。

p57【通知文例1】「新型コロナウイルス感染症予防のお願い」

p60「健康観察表（家庭用）」《更新版》

(2) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

登校園時には、児童生徒の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、教室に入る前に行う。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校園時、教職員が検温及び健康観察等を行う。

① 登校園指導として、教室に入る前に、家庭で登校（園）前に検温した結果を口頭等で確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない児童生徒等に対しては、感染予防に留意し体温を測定する。

この際、密集・密接となることのないよう、運動場等の広いスペースで実施するなど、各学校園の状況に応じ、工夫を講ずること。

体温を測定する際は非接触体温計を用いることが望ましい。非接触体温計がない場合、各学校園で購入すること（各学年に1個をめやすに、各学校園の実情に応じた必要数とすること）。通常体温計で代用する場合、使用した体温計を、1回毎にアルコール綿で消毒する。

② 欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。

③ 幼児児童生徒の持参した健康観察表を確認するとともに、出席者の健康観察を行う。

④ 健康観察の結果は、健康観察表の確認結果とあわせて「健康観察表（学級用）」（参考例はp61）に記入し、管理職等に提出する。

⑤ 管理職等は、各学級から提出された健康観察結果を、学校園全体として集計・分析を行い、状況把握に努める。

⑥ 授業中、昼休み、放課後等も隨時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、速やかに監護に従事する教職員（監護担当者）に引き継ぎ、別室に移動させること。

特に、低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう保護者に引き渡すまで学校園にとどまるケースにおいては、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。その際、p16「5 発熱等かぜ症状が確認された児童生徒を監護する際の感染予防対策」に基づき、感染防止に努めながら監護するなど当該児童生徒の安全を確保すること。保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等かぜ症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接すことのないようすること。

なお、児童生徒が発熱等かぜ症状を発症した場合は、薬を飲まない状態で症状が無くなったのち2日間は自宅で休養することや、次頁のめやすに該当する場合は新型コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関等へ電話などで相談することを指導する。

（同居の家族が次頁のめやすに該当する場合も、同様とすることを指導する。）

《新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に相談するめやす》

- ◎次のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合
*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ◎相談は、新型コロナ受診相談センターの他、区保健福祉センターでも相談を受け付けていますので、ご活用ください。
- 【妊婦の方へ】**
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ受診相談センター等に相談してください。
- 【お子様をお持ちの方へ】**
小児については、小児科医による診察が望ましく、新型コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。

《症状が無くなったのち2日間の考え方》

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
服薬なしで 解熱	発熱	▽朝 解熱⇒平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱	
服薬	なし	なし	なし	なし		
	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日		
服薬中に 解熱	発熱	発熱▽昼 解熱	平熱	平熱	平熱	登校園可 平熱
服薬	服薬中	服薬中	朝から中止	なし	なし	
	有症状日	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日	

2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染し、閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。そのため、「感染経路を絶つ」には、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

そのためには、幼児児童生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

* 感染の種類

飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスが付きます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、
約44パーセントを占めています！

厚生労働省HPから

あわせて、学校（園）医や学校（園）薬剤師と連携し、保健管理体制の整備に努めること。

（1）手洗いの徹底

接触感染の仕組みについて幼児児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導するとともに、様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。

p62 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」 参照

- ・流水と石けんでの手洗いを次の時間に必ず行うこと。また、うがいについても、登校直後など、必要に応じて行うこと。

（登校直後、毎休み時間、給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）

- ・手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗うこと。
- ・手洗いの際、手を拭くタオルやハンカチ等は清潔なものを個人持ちとして共用はしないこと。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられる。保護者が、幼児児童生徒に消毒液の持参を希望する場合を含め、消毒液の適切な使用法に関する指導を行うこと。
- ・石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があつたりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行うこと。



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

(2) 咳エチケット等

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえるなど咳エチケットに留意する。

(3) 消毒液を使った清掃の実施

p16 「6 消毒液を使った清掃の実施」を参照のこと。

(4) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び、「バランスの取れた食事」、及び「生活リズムを整える」を普段から心がけ、日々疲れを残さない生活を送るよう指導する必要がある。

3 保護者への注意喚起

幼稚児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校園外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、「新しい生活様式」の実践として、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。

p56【通知文例1】「新型コロナウイルス感染症予防のお願い」参照

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。(あわせて、同居家族の健康観察も行う。)
- ・免疫力を高めるため、家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。帰宅したら手洗いと顔を洗い、できるだけすぐに着替えることが望ましい。
- ・家族全員が、ソーシャルディスタンス（フィジカルディスタンス）をとるなど、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。
- ・休日に不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家族間の行き来を控える。

併せて、発熱等かぜ症状が有る場合等の学校園への連絡および登校園を控えていただくことを周知すること。その際、発熱等かぜ症状の説明についてもしっかりと行うこと。

感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、綿棒やタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や駅場、学校など人が集まるところでやろう

正しいマスクの着用

● 鼻と口の両方を確実に覆う
● ゴムひもを耳にかける
● 呼吸がしやすいよう鼻まで覆う

何をせずに軽やくしゃみをする

● 石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、綿棒やタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

■ 詳しい情報はこちら

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索

QRコード

4 3つの密を避ける環境づくり

新型コロナウイルス感染症では、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面、という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」をめざすこと。

（1）密閉の回避（換気の徹底）

- ・換気のため、教室に設置された換気扇を使用すること。また、雨天時や冷暖房機の使用時等を含め可能な限り窓は常時開けておく（窓・扉の開口率20～30%以上）ものとする。
ただし、これによりがたい場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開で換気する。
その際、原則として2方向の窓を同時に開けること。
ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮すること。冷暖房機の使用時については、特に熱中症の予防にも留意しながら、換気と室温管理の両立に配慮すること。

※窓のない部屋

- 常時入り口を開けておいたり、換気扇等を用いたりするなどして十分に換気に努める。
また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮すること。

※体育館のような広く天井の高い部屋

- 換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ 2m（最低 1m）空けることを推奨しており、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

- 教職員は、マスクを着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（2m程度が望ましい）離すこと。

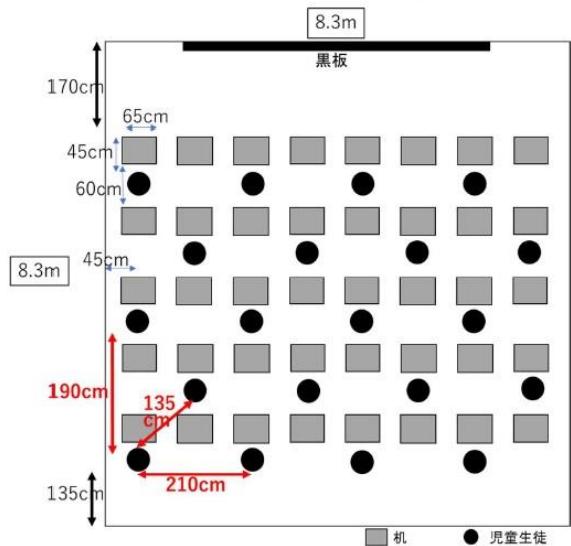
- 教室等において、座席間を離して着席する、空き教室・特別教室の活用等により、できるだけ 1 教室の人数を少なくするよう工夫するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を離すよう配慮する。あわせて「3つの密」が重ならないように、『密閉』に対する十分な換気と『密接』に対する全員のマスク着用を行うこと。

分散登校の期間は、1 学級の人数が 20 人

程度（幼稚園については、活動内容や環境等を考慮し、15 人程度）とし、右図を参照し、座席間をできるだけ 2m 程度（最低 1m 以上）離して交互に着席させるなど工夫すること。

（これらをめやすとして、学校園の施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、柔軟に対応すること。）

（参考）レベル 2・3 地域（1 クラス 20 人の例）



(3) 「密接」の場面への対応（マスク等の着用）

① マスクの着用について

- マスクは、自身の飛沫を他人へ飛ばさないようにするために着用する。
- 学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、幼児児童生徒及び教職員は、原則、毎日自宅を出る時点から、帰宅するまでマスクを着用するよう指導すること。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や幼児児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮を行ったうえでマスクを外すこと。
- また、体育の授業におけるマスクの着用については、距離を 2m 以上確保している場合等は、必要ではない。

② マスクの取扱いについて

- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。
- ・マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

③ マスクの作り方及び布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

- ・手作りマスクの作成・使用についても積極的に検討すること。マスクは、いずれの色も可とする。また、布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能。

*マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

*布製マスクの洗い方

経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載している。

YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④ マスクの着用が難しい幼児児童生徒への対応について

- ・例えば、発達障がいがある幼児児童生徒の中には、「マスクの感触が苦手」「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難しい場合が想定される。
その場合、まず、着用が困難な原因が何かを確認し、マスク着用に代わる手段がないか、個別の事情に応じて検討する等、特段の配慮をすること。

⑤ フェイスシールドの活用について

- ・フェイスシールドは、他人の飛沫が目や顔にかかるないようにするために着用する。
フェイスシールド着用時も、マスクを着用する。
- ・教員については、フェイスシールドの機能を理解し、感染防御の観点から、教室内では着用を基本とするが、その着用に関しては状況に応じて適宜判断すること。
- ・幼稚園においては、絵本の読み聞かせや昼食指導、体重測定等、各園がそれぞれの状況に応じて活用すること。
- ・幼児児童生徒に直接関わる会計年度任用職員等についても同様とすること。
- ・養護教諭を始めとした教職員が、発熱等の体調不良となった幼児児童生徒を対応する場合等は、マスク、手袋等とともに保護具としてフェイスシールドを着用すること。
- ・教員等の体調にも十分留意し、着用の継続が難しい時には、着用を控えること。

- ・児童生徒については、休み時間・給食時間など児童生徒間の距離が保てない、向かい合っているなど感染リスクが高いと考えられる場合、着用させること。授業時間においては、担任等が必要に応じ装着を指導すること。例えば、音楽における合唱や近距離で対面形式となるグループワークの際などが考えられる。
- ・児童生徒用の保管は、個人名を記名のうえ、学校で行うことを基本とし、各家庭で保管してもらうことも可能とする。いずれの場合でも、使用後、水・石けん等で洗浄し、流水でよくすすぎ、乾かすよう指導すること。
- ・フェイスシールド装着時は、視野が狭くなること等から危険が想定されることから、登下校を含めた屋外での使用を原則禁止とし、着用しながらの移動や活動（特に階段での移動）については、十分な指導を行うこと。
- ・また、空調の使用時期・使用温度については柔軟に対応すること。特に、3密のうちの「密接」が想定される場面でフェイスシールドを装着することが想定されることから、教室等の換気には十分に配慮すること。
- ・フェイスシールド着用時（給食喫食時は除く）には、マスクも併用することを基本とするが、夏場の保護具の使用は熱が体内にこもりやすく、こまめな水分補給が必要なため、児童生徒にフェイスシールドを外させて、マスクのみとするとともに、水分補給の時間を定期的に設けるなど普段以上に幼児児童生徒の様子に留意すること。
- ・フェイスシールドは、材質的に燃えやすいので、火や熱を発する物の近くでは使わないこと。また破損したままで使い続けると、事故につながる可能性があること等から、取扱いに注意すること。

●クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

- 1 挽気を励行する**：窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはありません
- 2 人の密度をさげる**：人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす
- 3 近距離での会話や発声、高唱を避ける**：周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク*を装着する

参考：・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック〔第2版〕2020年3月15日改訂

・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



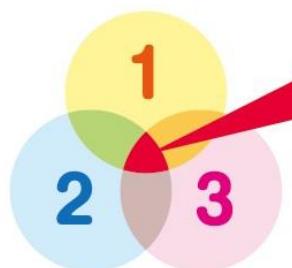
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面

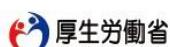
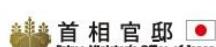


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



5 発熱等かぜ症状が確認された幼児児童生徒を監護する際の感染予防対策

養護教諭を含む教職員が、登校（園）後に p7 『新型コロナ受診相談センターに相談するめやす』に該当する症状が確認された幼児児童生徒を、保護者等に安全に引き渡すまで監護する際は、次の点に留意し、感染予防対策を徹底すること。

- ・当該幼児児童生徒（要監護対象者）の監護に従事する教職員（監護担当者）については、保護具の使い方や監護の手順などをあらかじめ習熟しておくこと。
- ・別室は、p64 「空き教室を活用した別室の例」を参考に、十分な換気ができる部屋を確保するとともに、パーテーションの設置や床にラインを引いて 2m 以上の間隔を確保する等、要監護対象者と監護担当者の区域を明確に区分けすること。また、要監護対象者が複数の場合は、それぞれの動線を別にし、互いに接触しないようにすること。
- ・監護担当者が、要監護対象者に対応する場合等は、マスク、フェイスシールド・ゴーグル（メガネ）、手袋、エプロン・ガウン（ポリ袋で手作りしたもので代用可）等の保護具を着用すること。要監護対象者が複数の場合は、対象者ごとに監護担当者が従事することを原則とし、保護具も別に用意すること。なお、監護担当者が 1 名で、複数の要監護対象者を監護する場合は、対象者ごとに保護具を取り換え、手指の消毒を行うこと。
- ・体温計（使用毎に消毒）、消毒液、ペーパータオル、ごみ袋等を用意するとともに、要監護対象者が横になって休ませる場合は、簡易ベッド等を準備すること。
- ・要監護対象者の別室滞在時の状態は、観察記録簿等に必ず記録することとし、保護者に引き渡す際には、その状況を適宜説明すること。
- ・必ず要監護対象者が使用した区域の消毒（次の「6 消毒液を使った清掃の実施」参照）と寝具等の交換を行い、十分換気を行ってから次の使用に供すること。また、監護に使用したフェイスシールドは、毎回消毒液で清拭すること。

6 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ・体育館・職員室・保健室など幼児児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多くの幼児児童生徒や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、十分な換気のもと、1 日に 1 回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等）を含ませて清掃を行うこと。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行うこと。

※1：スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあるので、行わない。

※2：次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所が腐食する（さびる）おそれがあるので、消毒後は水拭きする。

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理すること。 p65 「消毒実施状況チェックリスト」・p66 「消毒すべき箇所の例」参照
なお、消毒に使用する消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）及び手袋等の防護具が不足している場合は購入すること。

●消毒液（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）の作り方

使用濃度	原液濃度	方法	使用目的
0.1%	5 %	500mℓのペットボトル1本に原液10mℓ (ペットボトルのキャップ2杯)	おう吐物、ふん便の処理時
0.05%	5 %	500mℓのペットボトル1本に原液5mℓ (ペットボトルのキャップ1杯)	調理器具、トイレのドアノブ、 便座、床、衣類などの消毒

※ 塩素系漂白剤は商品により塩素濃度が異なるので、確認してください。

次亜塩素酸ナトリウムの希釈液を使用する時の注意事項

- ・希釈液を作る時、使用する時には、皮膚に付かないよう、眼に入らないよう注意し、手袋等の保護具を使用してください。
- ・ペットボトルは計量容器としてのみ使用し、別の容器（バケツ等）で薄め、他の液体と区別できるようにラベリングしてください。
- ・金属は、サビたり、変色したり、衣類類は色落ちしたりすることがあります。
- ・手指や皮膚の消毒には使用しないでください。
- ・消毒するときは十分に換気をしましょう。
- ・酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生します、混ぜないようにしましょう。
- ・希釈したものは時間がたつにつれ効果が減ってきます。その都度薄めて使い、使い切るようにしましょう。
- ・保管する際は、誤飲等の危険性がないよう子どもの手の届かない場所に保管しましょう。

* 「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性については現在検討中です。仮に有効性が確認されても、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法への配慮について、十分に留意する必要があります。

* p63 「参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」も参照

7 心のケアについて

学校園再開後も、心のケアについて特段の配慮を必要とされる（感染者や濃厚接触者となる経験をした等）児童生徒はもちろん、今後も自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられる。

については、令和2年4月16日付け事務連絡「登校開始後の児童生徒・保護者のケアのために」で送付した資料に示されたリスクがどの児童生徒にも起こる可能性があることを意識し、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察を行うこと。

あわせて、令和2年5月21日付け事務連絡「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の促進等及び『心とからだの健康アンケート』の活用について」で送付した「心とからだの健康アンケート」やこども

サポートネットの「スクリーニングシート」を活用する等して、幼児児童生徒の状況を的確に把握すること。

支援が必要であると判断した場合は、同日付け事務連絡で送付した文部科学省通知を参考に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、心の健康問題に適切に取り組むこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等が生じないよう、発達段階に応じた指導を行うこと。

◎LINEによる相談窓口

毎日 午後5時～午後9時 【6月7日(日曜日)まで】

毎週木曜日 午後5時～午後9時 【6月11日(木曜日)から】

◎電話教育相談（こども専用）（大阪市こども相談センター）

電話番号：06-4301-3140 月曜日～金曜日 午前9時～午後7時（祝日、年末年始は除く）

◎24時間子供SOSダイヤル（全国共通）

電話番号：0120-0-78310 毎日24時間（全国共通）

電話番号：06-4301-3140 月曜日～金曜日 午前9時～午後7時（祝日、年末年始は除く）

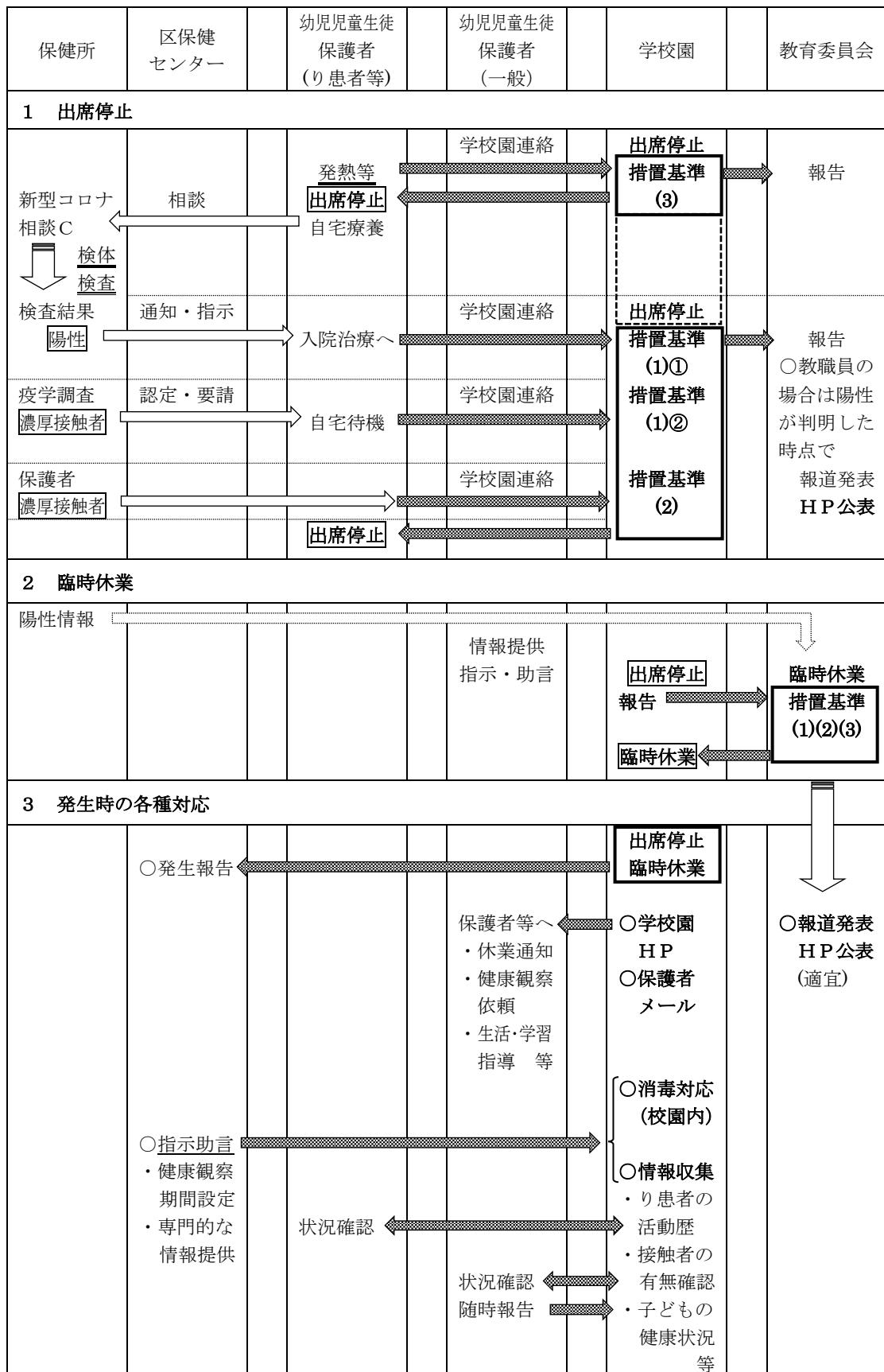
8 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもに感染の可能性があるのであって、感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別は決してあってはならない。よって、特定の国や地域をさして「（〇〇〇の国や地域）からの子どもや保護者が来るなら（いるなら）学校（幼稚園）には行かない（行かせない）」「（〇〇〇の国や地域）の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないと毅然とした態度で対応を行い、その被害者に対して十分なサポートを行うようにすること。

また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

II 幼児児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

□ 出席停止・臨時休業 フロー図



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする

幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。
その場合、保護者から学校園へ必ず連絡いただくよう周知する。
(臨時休業中の登校（園）日の登校（園）、居場所の確保等への参加は禁止)
併せて、教育委員会事務局指導部各担当あて速やかに報告すること。

（1）幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者*と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

※本マニュアルでは、「濃厚接触者」とは、国立感染症研究所の新基準を満たす濃厚接触者に加えて、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり健康観察が必要な者とする。

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする。

【出席停止の期間】

① 感染の場合 開始日：感染の判明した日
但し、判明前から欠席していれば、最終登校園日の翌日
終了日：専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）
終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間（めやす 2w）
⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ
⇒ 検査で本人が陰性と判明すれば、保健所等の指示する期間

（2）幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

区保健福祉センター等、関係機関と相談のうえ、出席停止とするか否かを、期間も含め個別に対応

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

「発熱等かぜ症状」とは、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

※症状が続ければ、新型コロナ受診相談センターへ要相談

(p7 《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》を参照)

- ② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となり、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日

- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、保健所等の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(3-2) 幼児児童生徒の同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

※幼児児童生徒の同居の家族に、p7 《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》に該当する症状が見られる場合も、「(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等かぜ症状が見られる場合」と同様の取扱いとする。この場合、出席停止の判断の条件および出席停止の期間は、「本人」を「その同居家族」と読み替えること。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

令和2年3月24日付け元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）の登校園については以下のように取り扱うこと。

① 登校園の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校園の判断をすること。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談の上、登校園の判断をすること。

なお、これらにより感染予防のために登校園すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。幼稚園については幼児出席簿に記載すること。

※ 重症化するリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

② 学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められること。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさけるなど、注意すること

（5）保護者から学校を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校（園）運営の方針についてご理解を得るよう努めること。

その上で、同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要する場合があることや、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録することも可とする。

幼稚園については、幼児出席簿の備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、園長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載すること。

（6）海外から帰国した幼児児童生徒への対応について

過去 14 日以内に海外（全ての国・地域）から帰国した幼児児童生徒については、検疫所長の指定する場所（自宅等）で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

加えて、帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある幼児児童生徒については、検疫における PCR 検査の結果が陰性かつ、自宅等で 14 日間待機していることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校園させて構わない。

なお、「入管法に基づく入国制限対象地域」等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状が有る場合は、上記（3）とみなすこと。

(※) 「入管法に基づく入国制限対象地域」(5月14日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1

<入管法に基づく入国制限対象地域>

<東アジア> 大韓民国、台湾、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）

<東南アジア> インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

<ヨーロッパ> アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

<中東> アラブ首長国連邦、イスラエル、iran、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン

<アフリカ> カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、モーリシャス、モロッコ

<北米> アメリカ、カナダ

<中南米> アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ共和国、ドミニカ国、チリ、パナマ、バハマ、バルバドス、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ

<大洋州> オーストラリア、ニュージーランド

(7) 学校等欠席者・感染症情報システムへの登録

出席停止措置を講じた場合、「学校等欠席者・感染症情報システム」への登録については、次のとおりとする。

項目番	場合	登録項目（出席停止）
(1) ①	幼児児童生徒（本人）が感染	新型コロナウイルス感染症
(1) ②	幼児児童生徒（本人）が濃厚接触者	
(2)	幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者 ＊関係機関と相談し個別対応	
(3)	幼児児童生徒（本人）に発熱等かぜ症状	
(3-2)	幼児児童生徒の同居家族に p7 《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》に該当する症状が見られる場合	新型コロナウイルス感染症 (疑い)
(4)	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について	
(5)	保護者から学校を休ませたいと相談された場合の対応	

2 学校園・学年・学級休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告等をもとに、次により臨時休業を決定する。

(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校園の臨時休業

p20「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」の(1)①の「感染」が判明した場合、学校（園）医と相談のうえ、消毒及び濃厚接触者の特定等のため、一旦学校園の臨時休業を行う。教職員の感染が判明した場合も同様とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
・始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日※を、学校園休業
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日※を、学校園休業 ・判明した時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校園の休業日	・翌日※を、学校園休業

※学校園の消毒や、濃厚接触者の特定等に時間要する場合は、翌日以降必要な日数

濃厚接触者が特定され、それ以外の安全が確認された後、感染が判明した幼児児童生徒等の属する当該学級を引き続き臨時休業とし、原則としてそれ以外の学級は再開する。その際、学校（園）医と相談のうえ、地域における感染拡大の状況や感染経路の明否等の状況に応じて、必要により当該学級以外の学級も引き続き臨時休業を行うこともある。

② 当該学級の臨時休業

感染により出席停止となった幼児児童生徒等が属する学級については、学校（園）医と相談のうえ、当該幼児児童生徒等の最終登校（園）日の翌日から14日間の学級休業を行う。

(2) 幼児児童生徒の濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

① 学級の臨時休業

p20 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」における出席停止の類型に応じて、学校（園）医と相談のうえ、学級休業を行う。

出席停止事由	本人	学級休業基準
(1) ②(濃厚接触)	出席停止	2人以上出席停止になれば学級休業
(2) (家族が濃厚接触)		在籍者数の約15%～20%が、出席停止となれば学級休業
(3) (かぜ症状) (3-2) (家族が <u>p7 《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》に該当</u>)	出席停止	※ (1) ②が1人の場合、人数に含む。

② 当該学級の臨時休業期間

学校（園）医と相談のうえ、出席停止となった者の出席停止期間の終了日まで。(ただし、1名以上の出席停止期間が終了することで、学級休業の基準を下回る場合は、当該者の出席停止期間の終了日まで)

(3) 学年の臨時休業

学級休業が、当該学年で複数にまたがっている場合、学校（園）医と相談のうえ、学年休業を行う。

(4) 学校園の臨時休業

学年休業が当該校園において複数にまたがる場合等に、学校（園）医と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校園の臨時休業を行う。

(5) その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生の状況を踏まえること
- ・個別の病状を踏まえること
- ・学校（園）医と相談すること
- ・教職員が濃厚接触者となった場合等は、学校産業医と相談し、その都度判断すること
(p51 「VII.4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について」
参照)

3 出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応

本市においては、幼児児童生徒及び教職員に、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、学校園名を公表する（ただし、臨時休業期間中、幼児児童生徒が、家庭内感染した場合を除く。）こととしていることから、速やかに対応すること。

① 学校（園）医・教育委員会事務局との連携

- ・日々の幼児児童生徒の健康管理等については、学校（園）医との連携が重要なため、学校園から出席停止者が出了した場合や、臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。次に示す場合は、教育委員会事務局指導部各担当に必ず報告すること。

◎保護者等から、次の(a)～(c)に該当する報告があった場合

(a) 幼児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検した場合（受検予定の場合を含む）

(b) 幼児児童生徒本人が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

(c) 幼児児童生徒の同居家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

◎幼児児童生徒本人に、発熱等かぜ症状が見られる場合であっても、幼児児童生徒本人の健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、「新型コロナウイルス受診相談センター」へ相談した場合

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。

・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。基礎疾患等のある方は、症状があればすみやかに。

② 区保健福祉センター等、関係機関との迅速な連携

- ・幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合、区保健福祉センターと速やかに連携することとし、学校園内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるようにする等、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。
- ・市外在住者については、学校園から、通常の感染症と同様に、区保健福祉センターへの発生並びに PCR 検査受検について報告を行うこと。

③ 保護者への周知

- ・学校園は、全保護者に対し、メール等により可及的速やかに、当該校園において感染者が出た旨と一旦学校（園）休業となること、留意事項、問い合わせ先等を周知するとともに、併せて当該幼児児童生徒の在籍する学級の保護者に対し、14 日間の学級休業となる旨連絡すること。((2) も参照。保護者あて通知文例 2、3 は、p57、58)

④ 感染拡大防止に向けた情報収集

- ・感染者発生による臨時休業期間中は、大阪市保健所・区保健福祉センター（以下、保健所等）の指導に従い、学校園での感染状況の把握と感染の拡大防止に努める。
- ・保健所等から、学校園に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合は、感染拡大防止に向け、積極的な協力が必要である。（p67「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」参照）このため、情報の収集・管理・提供についてあらかじめ担当者を決めておく必要があるが、連日の業務になることもあり、チームでの対応も考慮する。
- ・想定される照会事項は、過去2週間の学校園内での感染者の座席位置・活動・行動歴、他の幼児児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、関係者本人等の同意をとり、できるだけ早い時機に情報収集を行い始める。
- ・校園内での接触者について、「学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト」（p71）を参考にして発症2日前からの接触歴を調査し、管轄する保健所等の指示により健康観察が必要な接触者を抽出し、指定された観察期間中は自宅等で継続的に健康観察を行うが、担当者は本人から得られた健康情報を求めて保健所等に提供し必要な指示を受けること。
- ・また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の幼児児童生徒に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校園全体の幼児児童生徒の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。

⑤ 学校園内の消毒対応

- ・学校園は、当該幼児児童生徒及び教職員の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外立ち入り禁止にする等、作業時の安全確保と汚染を広げないよう留意すること。
- ・消毒作業は、十分な換気のもとで、風上から風下へ、上から下へ一方向でふき取りをする。特に、発病者の席を中心とした半径2mの範囲は汚染度が高いので汚染を拡げないように、注意して念入りに消毒洗浄する。
- ・消毒についての一般的な事項は、p16・17に掲載しているので、参考とされたい。
- ・消毒作業にあたる教職員は、マスク・手袋のほか、エプロン・ガウン等の保護着（ポリ袋で自作したもので代用可）の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は汚染した外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、汚染物は新型コロナウイルス感染専用とし二重にしたビニール袋に廃棄し密封する。
- ・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、管轄する保健所等に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

① 学校園から保護者等への周知・依頼

- ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校園は、関係する幼児児童生徒の保護者に、学校園ホームページや、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。(保護者あて通知文例は、p57、58、59)
- ・なお、感染者が判明した場合を除き、出席停止を決定したことのみをもって周知することは、原則必要ない。
- ・また、臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会指導部各教育ブロック担当に事前に相談すること。
- ・臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、幼児児童生徒の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校園へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校園から定期的に幼児児童生徒の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努められたい。
- ・また、あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努めること。

② 教育委員会から報道発表・広報周知

- ・教育委員会は、p24「2 学校園・学年・学級休業の考え方」に基づき臨時休業を行った場合、かぜ様疾患等による臨時休業の措置に準じて、大阪市ホームページ上に、学級休業等の情報を掲載する。
- ・感染者が出た場合、報道発表を行う。
- ・ホームページへの掲載、報道発表とともに、学校園名、臨時休業の対象となる学級名、出席停止を含む欠席者数を公表する。
- ・なお、上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、公表しないことがある。

(3) 日本語指導教育センター校での特別の教育課程による日本語指導の実施について

- ① 日本語指導教育センター校に通級する児童生徒及びその家族が感染した場合や濃厚接触者に認定された場合、p20「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」p24「2 学校園・学年・学級休業の考え方」に示されている基準に従い、当該日本語指導教育センター校を休業とする。
- ② ①の場合、直ちに通級する児童生徒すべての在籍校に連絡するとともに、健康観察を促し、休業期間中、毎日児童生徒の健康状態について把握する。また、休業後2日間、p16「I 6 消毒液を使った清掃の実施」に従って消毒を行う。
- ③ 日本語指導教育センター校に通級する児童生徒の在籍校において、当該児童生徒の学級・学年・学校が休業となった場合、当該児童生徒の通級を休止し、他の児童生徒の健康に注視しながら通級による指導を実施する。

III 教育活動における留意事項

《幼・小・中・高共通》

1 各教科学習等における留意事項

p8「I 2 基本的な感染症対策（感染経路を絶つこと・抵抗力を高めること）」及び p11「I 4 3つの密を避ける環境づくり」に加え、以下を考慮すること。

（1）各教科学習等における共通注意事項

*感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動例

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」、
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）、
 - ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）
 - ・外国語活動、外国語における「握手・ハイタッチや身体の接触を伴う活動」（★）
- ・臨時休業期間の登校日には、これらの活動については、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにすること。
- ・学校園再開後は、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施するなど、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。なお、この場合でも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。
- ・通常授業再開後は、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討すること。その際には、上記学校園再開後の留意事項も、可能な範囲で参照すること。

- ・理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、幼稚園での教育活動等においては、できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこととし、共用で使用する器具や用具、遊具、ICT 機器※等を使用する場合は、使用前と使用後に手洗いを行い、消毒できるものについては消毒を行う。

※ICT 機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。

- ・飛沫感染防止の観点から、小学校・中学校・高等学校においては、発声する機会が多い授業時には、教員、児童生徒とともに、フェイスシールドを積極的に着用すること。

(2) 特に配慮を要する教科

○ 技術・家庭科（家庭分野）

- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。
- ・家庭科等ができるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。

【高校】

○ 体育科、保健体育科（実技を伴う授業）

[幼児児童生徒の健康状態の把握について]

- ・幼児児童生徒の健康状態については、前年度からの引継ぎ等により的確に把握すること。
- ・特に、疾患等のある幼児児童生徒については、保護者との情報共有を図ること。
- ・幼児児童生徒等の健康診断は、可能な限り速やかに実施されることが望まれるが、実施体制が伴わない等、やむを得ない事由により定期健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、幼児児童生徒の健康状態の把握に努めること。
 - ① 保護者等が記入する保健調査票を丁寧に確認する。
 - ② 学校園における日常的な健康観察等を実施する。
 - ③ ①、②の内容から、学校（園）医等と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
 - ④ ①、②の内容や学校（園）医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。
- ・定期健康診断（心臓検診や内科健診）に未実施項目がある状況でも保護者等が記入する保健調査票の確認や学校（園）医等との連携などで健康上の問題がある場合を除き、各校園の判断により実技を伴う体育の授業を実施することができる。その際、運動による急激な負荷がかからない配慮を行い、幼児児童生徒の観察を入念に行うこと。
- ・保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。

[更衣場所について]

- ・更衣場所については、更衣室及び普通教室並びに、特別教室等、複数の場所を活用するとともに、時間を区切るなどにより、可能な限り分散し、密集にならないよう工夫すること。

- ・児童生徒等に対して、更衣場所利用前後の手洗いの徹底とともに、更衣中に不必要的会話や発声をせず、速やかに更衣するよう指導すること。
- ・ドアノブやロッカーなど、児童生徒等が手を触れる箇所はこまめに消毒すること。
- ・更衣場所は、可能な限り窓を開けるなど、十分な換気に努めること。

[活動環境への配慮について]

- ・授業（保育）前後の手洗いを徹底すること。また、咳エチケットの観点から、タオル・ハンカチ等の携帯を心掛けること。
- ・フラッグ、電子ホイッスルなど、共用する用具については、必ず消毒を行うこと。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ・体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り、屋外で学習すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ・体育館等を使用する際には、2方向以上の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。なお、開放が難しい場合は、30分に1回以上活動を休止し、5分程度の換気を行うこと。
また、当面の間は、特に息づかいが激しくなるような運動は避けること。

[指導における配慮について]

- ・臨時休業等の影響で、運動不足となっている幼児児童生徒がいると考えられるため、個々に配慮しながら、十分な準備運動を行うとともに、一人でできる運動や補助を必要としない運動など、身体の負担の少ない運動から取り組み、数時間かけて運動に慣れさせることにより、事故等の予防に配慮すること。
- ・幼児児童生徒が、運動不足による体力低下とともに、暑さに慣れていないことも考えられることから、気温が高くない時期であっても熱中症予防対策に十分配慮すること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、児童生徒等の間隔を十分確保するなど適切に指導すること。
- ・マスクを着用することにより、喉の渇きを感じにくくなることもあるため、こまめな水分補給に努めること。
- ・活動中及び活動前後や準備片付け等においても、幼児児童生徒同士及び教員と幼児児童生徒との間隔を2m以上確保し、不要な接触を避けること。（集合時に密集にならないよう、間隔を取り待機するなどの工夫。）
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避けること。
- ・体つくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、児童生徒等が密集するような運動や身体が接触するような活動は避けること。

例：ラグビーにおけるスクラムやタックル

サッカーにおけるボールの奪い合い

バスケットボールにおける防御等

- ・個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる単元から実施するなど、年間指導計画を見直すとともに、単元を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

[マスクの取扱いについて]

- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるため、全ての場面で児童生徒の間隔を2m以上確保すること。
- ・ランニングなどで同じ方向に動く場合は、さらに長い距離を確保するとともに、不必要的会話や発声を行わせないこと。
- ・軽度の運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、家庭用マスクの着用であれば認めることとし、児童生徒の状態の変化に注意を払うこと。児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童との距離を2m以上確保し休憩させること。
- ・授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに児童生徒間の距離を1~2m以上確保すること。また、気温が高い日などに見学する場合は、熱中症にならないようマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。
- ・教員は原則としてマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合等において、感染リスクを踏まえながらマスクを外すことは問題ないこととする。
- ・幼稚園における身体を動かす活動においても、適切に対応すること。また、実態に応じて援助や配慮をすることで、幼児なりに気付いて行動できるように、指導を工夫すること。

※令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室の事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」参照

[水泳授業及び幼稚園でのプール活動の取扱いについて]

- ・今年度は、小学校5年生以上で水泳授業を取り扱うこととする。幼稚園及び小学校1~4年生については、幼児児童の発達段階や学習指導要領における水泳運動（水遊び、プール活動）の指導内容において、感染拡大防止対策の徹底が難しいと考えられることから、水泳授業（プール活動）を実施しないこととする。なお、具体的な実施例については、改めて通知する。
- ・学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いとして指摘されている。
- ・一方、水泳授業においては、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な

感染リスクへの対策を講じる必要がある。

- ・学校の実情等により、次に示す留意事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として水泳授業を実施してもよいこととする。
- ・しかしながら、学校の実情などにより、感染症拡大防止対策を講じることが困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えること。

【留意事項】

- ① 水泳（水泳運動）等の特に配慮が必要な単元の実施に当たっては、定期健康診断が実施され、児童生徒の健康状態が把握できるまで活動を見合わせることを原則とする。しかしながら、定期健康診断の実施が遅れていることから、児童生徒の健康状態を丁寧に把握するとともに、学校医等と連携して支援すること。さらに、過度な負担とならないよう授業内容を精選し、学校医等と相談して実施の可否を判断すること。
- ② 水泳授業の実施時期については、児童生徒の体力の回復状況を踏まえ、7月以降順次取扱うこととする。
- ③ プール水の残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。
- ④ 更衣室については、一斉に使用させず少人数にとどめること。また、不必要的会話や発声をしないよう指導すること。さらに、更衣室の利用前後に手洗いを徹底するとともに、児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒すること。
- ⑤ 授業中は、児童生徒に不必要的会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内に一斉に大人数が入らないようにすること。また、プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上保つことができるよう、複数クラスによる合同授業は可能な限り避けること。
- ⑥ 複数クラスでの合同授業はできるだけ避けることとするが、学校の実情により合同授業を実施しなければならない場合は、2クラスまでとする。その際、児童生徒の間隔を可能な限り確保するとともに、向い合せ等にならないように工夫すること。さらに、会話等をしないよう指導を徹底すること。
- ⑦ 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止上重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。児童生徒が手をつないだり、密着して座ることは避けること。
- ⑧ 授業中は、ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での共用を避けるとともに、使用後は消毒をすること。また、私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

⑨ 水泳授業を実施する場合は、以上の留意事項を学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を得ること。

- ・入水にあたり、「感染リスク」を心配する児童生徒や保護者の気持ちに寄り添うとともに、強制にならないよう配慮すること。また、入水できなかつた場合の授業及び評価の取扱いについては、児童生徒に不利益が生じないよう配慮すること。
- ・なお、今年度、水泳授業を実施しないと判断した場合において、学習指導要領上問題はないことを申し添える。

※令和2年5月22日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課の事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参照

[その他]

- ・児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識やこれらの感染症対策について、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症の予防」資料(https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)等を活用し、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるようにすること。
- ・できるだけ早期から、手洗いやうがい等、健康面における基本的な生活習慣について、興味をもったり、必要性に気付いたりしながら身に付けていくように、年齢や一人ひとりの実態に応じ、教材を取り入れる等、適切に指導すること。【幼稚園】
- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導すること。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導すること。【小学校】
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導すること。【中学校】
- ・保健体育科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。【高校】

(3) 学習の補充について

令和2年3月16日付け事務連絡「小学校と中学校との連携について（お願い）」（6年生保護者向け）の配付及び小中学校間の連携について（依頼）および令和2年3月18日付け事務連絡「臨時休業に伴う未指導分の補充的な学習等及び小中学校間の連携について」に基づき、補充のための授業について適切に実施されたい。

《幼・小・中・高共通》

2 修学旅行・泊を伴う行事

- 幼稚園・小学校・中学校においては、修学旅行及び泊を伴う行事については、令和2年3月27日付け教委校（幼）第9号、教委校（小）第64号、教委校（中）第87号及び令和2年4月16日付け教委校（幼）第7号、教委校（小）第10号、教委校（中）第14号、令和2年5月14日付け教委校（幼）第10号、教委校（小）第17号、教委校（中）第21号「新型コロナウイルス感染症拡大防止策による令和2年度の修学旅行等、校外での教育活動について（通知）」に従って適切に対応すること。

なお、9月以降に出発する予定の修学旅行及び泊を伴う行事については、改めて通知する。

- 現在、外務省から、新型コロナウイルス感染症のため、全世界に危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上が発出されている。また、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われている。加えて、我が国の水際対策として検疫体制も強化されている。（令和2年5月14日現在）海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に検討すること。

《幼・小・中・高共通》

3 校外活動・その他の学校（園）行事

- 校外活動については、原則として、前述の「2 修学旅行・泊を伴う行事」に準じる対応が望ましい。
- 各学校（園）行事（儀式的行事、文化的行事、勤労生産・奉仕的行事等）については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校（園）行事を検討すること。その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 授業参観については、現段階においては、一時に教室内に幼児児童生徒と保護者等が教室に入ることになるため、通常の学習参観の形態での実施は望ましくない。参観週間に分散して参観できる手立てを講じ参観者の人数を絞ったうえで、基本的な感染症拡大防止対策を講じて行うなど工夫すること。
- その他各学校（園）行事（儀式的行事、文化的行事、勤労生産・奉仕的行事等）については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校（園）行事を検討すること。その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

《幼・小・中・高共通》

4 運動会等について

- ・原則として2学期に延期すること。今後、感染症の拡大状況を踏まえて改めて通知する。
- ・実施にあたっては、取り組みを通してクラスター発生リスクの3条件が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫など、計画段階から、授業前後の手洗いや活動中の咳エチケット等、基本的な感染症拡大防止対策を講じること。
- ・取組にあたっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。また、マスクの取扱いについては、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症拡大防止対策を徹底すること。
- ・今年度については、「組体操」を実施しないこととする。さらに、児童生徒が接触するような集団での競技や演技（騎馬戦、棒引き、綱引きなど、感染拡大防止対策を講じても密接・密集すると考えられるもの。）についても原則として実施しないこと。
- ・学校園の実情により、市等の施設（体育館等）を利用する場合は、各施設の使用についての注意事項を遵守すること。
- ・運動会の実施にあたり、安全性の確保が難しい場合や、各教科等における児童生徒の学習保障の観点から、運動会自体の中止についての検討も差し支えないものとする。

《小・中共通》

5 給食について

学校給食は、以下の点に留意し、衛生管理を徹底した上で提供する。

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底すること。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しないこと。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行うこと。おかわり等の配食は、教職員が行うこと。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間以上固定するなどの対応が考えられること。
- ・また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前と後に石けんを用いた手洗いを徹底すること。
- ・マスクは、喫食中を除き着用し、児童生徒間の距離が保てないなど感染リスクが高いと考えられる場合、フェイスシールドを着用すること。
- ・給食の前と後に換気を行うこと。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。なお、ランチルームや食堂を利用する場合は、児童生徒等の間隔を2m程度離すよう工夫すること。

《中・高共通》

6 部活動について

- ・中学校については、通常授業の再開に合わせて、学校内の活動に限り可能とする。なお、学校外の活動及び対外試合等を実施可能とする時期については、別途通知する。
- ・部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。なお、以下の（1）～（3）に十分留意して活動を行うこと。
- ・高等学校の部活動については、府に準じて行うこととする。

(1) 生徒の健康チェック等

- ① 部活動の実施にあたり、生徒の健康状態については、定期健康診断が未実施であるため、学校医と連携を図り、保護者との情報共有に努めるとともに、前年度からの引き継ぎ等により的確に把握すること。
- ② 顧問（部活動指導員を含む）は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認すること。
- ③ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、顧問（部活動指導員を含む）が活動状況を把握すること。

(2) 活動環境への配慮

- ① 活動前後や休憩時等の手洗い・咳エチケット（文化部活動については、原則としてマスクを着用すること。）等、基本的な感染症拡大防止対策を徹底すること。
- ② 生徒が、活動中に密集することがないよう、活動場所を同じとする顧問間で連携し、割り振りについても工夫すること。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ③ 更衣場所の利用については、利用前後の手洗いを徹底するとともに、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど人の密度を下げること。また、十分な換気を努めるとともに、不必要的会話や発声をせず、速やかに更衣するよう指導すること。
- ④ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ⑤ 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から使用前に消毒を行うとともに、「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ⑥ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上（活動前後等）行うこと。
 - ・共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ、ウォーターサーバー、更衣場所等）
 - ・共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）なお、消毒作業にあたっては、p16・17を参考に実施すること。
- ⑦ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ⑧ 屋内で活動する場合は、2方向以上の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。なお、開放が難しい場合は、30分に1回以上活動を休止し、5分程度の換気を行う。

(3) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、強制にならないよう配慮すること。
- ② 臨時休業等の影響で、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、けがの防止に十分配慮すること。とりわけ、新入生については、ていねいに個々の状況を把握したうえで、それぞれに合わせた無理のない活動をさせること。
- ③ 運動不足による体力の低下とともに、暑さに慣れていないことも考えられるため、熱中症予防対策についても十分配慮すること。
- ④ マスクを着用して活動する場合は、喉の渴きを感じにくくなることもあるため、こまめな水分補給に努めること。
- ⑤ 活動時間は、今後あらためて通知するまで、平日についてはできるだけ短時間の活動とし、休日についても原則として2時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させること。
- ⑥ 生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けるよう、練習内容を工夫すること。
- ⑦ 活動中及び活動前後等においても、生徒の密度をさげて、不要な接触を避けること。
- ⑧ 生徒が密集したり、相手と一定時間、身体接触するような、例えば、ラグビーのスクラム練習、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、避けすること。また、吹奏楽や合唱等においては、原則として少人数のパート別練習すること。
- ⑨ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習、演奏会等については、無観客であっても、今後あらためて通知するで、引き続き禁止とする。
- ⑩ その他、運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえること。また、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

《小・中・高共通》

7 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしていることから、図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内の密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組むこと。

《小・中・高共通》

8 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いることになる。

机やいすの水拭き、掃き掃除など、日常的な清掃活動は児童生徒等に実施させても構わない。清掃活動を行う際には、換気のよい状況で、マスクをした上で行うように徹底すること。

なお、トイレ清掃を児童生徒にさせる際には、教職員が監督につき、清掃中に、特に便器付近で水しぶきの飛び散ることがないよう、掃除方法を工夫すること。

また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うこと。

《小・中・高共通》

9 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することも含めて、指導の工夫が必要である。

- ・学校園再開後は、トイレ休憩については混雑しないよう導線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫をすること。
- ・通常授業再開後は、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。
- ・休み時間でも、教室内で児童生徒間の距離が保てない、向かい合っているなど感染リスクが高いと考えられる場合、フェイスシールドを着用するよう指導すること。

《小・中・高共通》

10 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関への乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないようにすること。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導すること。
- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する等、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。

《小・中・高共通》

1.1 國際クラブ等について

(1) 児童生徒の健康チェック等

國際クラブ等を実施するにあたっては、國際クラブ指導者と連携し、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、児童生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。
- ② 活動時間は当面の間、原則として 45 分～1 時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させること。
- ③ 日々の活動及び交流会や音楽会等への参加にあたっては、「3 つの密」(①換気の悪い『密閉』空間 ②多数が集まる『密集』場所 ③間近で会話や発声をする『密接』場面) を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、適切に実施することとする。

(3) 活動環境への配慮

- ① 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」等を避けること。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ② 共用部分及び共用物の消毒については、p16 「I 6 消毒液を使った清掃の実施」に従って、原則として 1 日 1 回以上行うこと。

《幼・小・中・高共通》

1.2 健康診断について

(1) 令和 2 年度の幼児児童生徒の定期健康診断の実施期間について

定期健康診断については、令和 2 年 5 月 15 日付け教委校（全）第 17 号「令和 2 年度定期健康診断の実施について」に基づき、健診項目により実施期間を分けて行うこととし、次の（2）①の項目については、健診等の結果、精密検査等を夏季休業中に受ける幼児児童生徒が多いことから、原則、1 学期中の実施をお願いする。また、②の項目については、現状、実施する環境が整っていないことから、原則、当面の間実施しないこととする。

なお、本市の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施期間をさらに変更することもある。

(2) 各種検査・健診の取扱いについて

① 感染症予防策を講じて、原則、1学期の間に実施する

- ・内科健診　・心臓健診　・結核健診（小学校・中学校の結核健康診断調査票、高等学校X線撮影）　・尿検査　・身長・体重測定　・視力検査　・聴力検査

② 原則、当面の間実施しない

- ・歯科健診　・眼科健診　・耳鼻咽喉科健診

（この場合は、保護者が記入する保健調査票を丁寧にチェックし、学校園生活を送るうえで注意が必要な内容については、教職員で共通理解を十分に図っておくこと）

※ 上記検査結果については、従来どおり、速やかに幼児児童生徒及び保護者に通知すること。

(3) 健康診断時の感染症対策についての留意事項

- ① 健診の実施にあたっては、十分に学校（園）医等と協議を行い、健診環境を十分に整えてから実施する。
- ② 学校（園）医用にアルコール消毒液（手指用）、手袋、フェイスシールド（自家製可）・ゴーグル等を用意する。
- ③ 健康診断の実施前後には、教職員及び幼児児童生徒の石けんによる手洗いを徹底する。
- ④ 健康診断当日の幼児児童生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。かぜ症状等体調がよくない場合は受診を控える。学校（園）医、学校（園）歯科医の体調の確認を徹底する。
- ⑤ 健診会場の換気を十分に行う。1～2時間に一度5～10分程度窓を大きく開け、換気を行う。その際、2方向の窓を同時に開放する。
- ⑥ 一度に多くの幼児児童生徒を健診会場へ入れない。（会場の広さを十分に確保し、お互いの距離が1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。待機時は、マスクを着用）会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する。
- ⑦ 視力検査時に、遮眼器使用する場合は、必ずアルコールで消毒し、遮眼器を使用しない場合はハンカチ等で眼球を覆う。
- ⑧ 耳鼻咽喉科健診時においては、学校（園）医は、メガネ（ゴーグル）とマスク、あるいはフェイスシールドを着用し、対応する。
- ⑨ 聴力検査時に、聴力検査機器（オージオメータ）の受話器を使用する場合は、同様に必ずアルコールで消毒する。
- ⑩ 眼科健診時においては、学校（園）医は、メガネ（ゴーグル）とサージカルマスクで対応する。接触した場合は、70%消毒用アルコールによる手指消毒または石けんで手洗いできる環境が望ましい。

- ⑪ 小学校・中学校は、定期健康診断の結果については、SKIP 保健機能、健康診断の「春」タブに入力すること。
- ⑫ 健康診断時に使用する器具（耳鏡、鼻鏡、舌圧子、歯鏡）の取扱いについて
 - 1) 使用前に高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）で滅菌する。設定温度と時間については、説明書にあるとおりに行う。できるだけ途中で滅菌することのないように全員分の器具を準備しておく。
 - 2) 高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）がない場合は、近隣の高圧蒸気滅菌器（オートクレーブ）導入校園で器具の滅菌を行うことが望ましい。
ただし、検診の日程が近い等の理由で、それができない場合は、煮沸消毒器（シンメルブッシュ）で煮沸消毒を行う。器具を完全に沈め、沸騰してから 20 分以上煮沸する。その際、取り出す鉗子も一緒に煮沸消毒をする。できるだけ途中で消毒することのないように全員分の器具を準備しておく。
 - 3) 器具を並べるバットは、ガーゼにアルコール（消毒用エタノール）を染み込ませて表面を清拭する。
 - 4) 使用後は、手袋をして器具を水道水で洗浄し、1) 2) の要領で滅菌、消毒してから保管する。

IV 学校施設を活用して行う事業等について

生涯学習ルーム事業・はぐくみネット事業・学校体育施設開放事業・市民レクリエーションセンター事業等については、関係部局からの通知を踏まえ、クラスター発生のリスクを下げる 3 原則に留意して適切に実施されるよう促すこと。

一時預かり事業、児童いきいき放課後事業、民間事業者を活用した学習事業等においても、密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要であるため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に学校施設の活用に協力すること。

休業期間中、中学校・高等学校において実施している、放課後児童クラブへの施設供用については、学校再開後は実施しないものとする。

V 障がいの状況に応じた指導・支援

平成30年文部科学省令第27号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障がいのある子どもが安心、安全に学校園生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意すること。

- ① 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- ② 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関等が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、児童生徒等の生活状態の的確な把握とサポートに努めること。
- ③ 児童生徒等の状況確認や把握については、子どもによって障がいが様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確實に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に児童生徒等の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努めること。
なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障がいや疾患のある児童生徒等が登校園する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校園、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携すること。
- ④ 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携すること。
なお、通級開設校や通級する児童生徒の在籍校が休業となった場合の取り扱いについては、「p28 「II 3 (3) 日本語指導教育センター校での特別の教育課程による日本語指導の実施について」の対応に準ずるものとする。

VI 各校園における留意事項

1 幼稚園

- ・各園における年間指導計画については、感染症対策を念頭に、活動の精選、実施時期の変更、見直しを図り、幼児の負担とならないよう柔軟に実施すること。また、前述の「III 教育活動における留意事項」の《幼・小・中・高共通》の内容は幼稚園教育に置き換えて適切に実施すること。
- ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうか等、日頃より幼児の体調について、保護者と、連携を取り合い、十分に注意すること。
- ・気候の状況などによっては、体を動かす活動だけでなく、p12「I 4（3） 「密接」の場面への対応（マスク等の着用）」に基づき、熱中症などの健康被害の予防対策をすること。
- ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう実態に応じて教材等を活用する等指導方法を工夫すること。
- ・登降園時の挨拶をかねた握手や、身体が触れ合う活動等は避けること。
- ・昼食の前と後には、石けんを用いた手洗いとアルコール等を用いた消毒を徹底すること。喫食時は、換気を良くして、対面を避け、飛沫を飛ばさないよう、幼児の実態に応じて会話を控える等、適切に指導し、環境を整えること。また、p37「III 5 給食について」の内容も参考にすること。
- ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・幼児が活動（遊び）を楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、活動方法を工夫すること。
- ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようすること。
- ・園庭開放については、状況を踏まえ、実施を控えること。
- ・登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。
- ・上記について、積極的に保護者等へ啓発をするとともに、一層の連携を図り、理解を得ること。

2 小学校

- ・登下校時には、児童間の濃厚接触を避けるよう指導すること。特に集団登校を実施する場合は、集合場所における行動に気をつけさせるようすること。
- ・係活動、保健委員会、児童会の活動（例：係活動や委員会の発表、手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

3 中学校

- ・保健委員会、生徒会等の活動（例：保健だより・手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

4 高等学校

- ・登下校時においては、p40「III 1 0　登下校」等十分留意するとともに、車内での会話を控えるなど感染拡大防止について指導すること。
- ・教室等での昼食時や食堂を利用する時は、手洗いや咳エチケット等を実践し、換気を良くして、対面を避け、適度な距離を取るなどウイルス感染防止に努めるよう指導すること。
- ・グループ学習・実習等を伴う科目等の教育活動については、「III 1　各教科学習等における留意事項」について十分留意するとともに、各科目等の特性をふまえ必要な感染防止対策をとること。
- ・生徒会、保健委員会等の活動（例：保健だより・手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、ウイルス感染防止対策について積極的な啓発を図るよう指導すること。

VII 教職員に係る対応等

1 基本的な考え方

(1) 感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、咳エチケット、手指衛生等に加え、

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（3つの「密」）が同時に重なる場を避け、できる限り「ゼロ密」を目指すこと。

学校園長及び教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底（下記「2職場内での感染防止行動の徹底について」参照）について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策を検討すること。

＜参考＞人との接触を8割減らす、10のポイント（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624038.pdf>

(2) 各学校園の安全衛生委員会における感染拡大防止対策

各学校園で開催する安全衛生委員会で、感染拡大防止などの対策の検討を行い、対策の実施にあたっての意見を、学校産業医に求めるなどして、学校園長は、感染症防止対策に努め、また、教職員おいても一人一人が協力しあい、感染症拡大防止対策に努めること。

別添、厚労省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、各学校園における対策の点検を行い、対策が不十分な点について改善に繋げ感染症拡大の防止に努めること。

(3) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝、自宅で体温を測定し「健康観察表」への記録を行い校園長へ報告を行うこと。学校園長は、発熱等かぜ症状のある場合には特別休暇の取得により出勤を控えることを指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めていくこと。

2 職場内外での感染防止行動の徹底について

次のとおり、学校園長は、基本的な行動を徹底し、職員室などにおける「3つの密」を避ける環境づくりや、教職員が一堂に会する会議を抑制するなど、改めて留意していくこと。

職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられる。

(1) 職場内での感染防止行動の徹底等

① 換気の徹底等：「密閉」空間にしないよう、こまめな換気をおこなう。

- ・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に一回以上、数分間程度）窓を全開すること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
- ・扇風機や換気扇を併用するなどの工夫をすれば、換気効果はさらに上がる。

② 接触感染の防止：「密集」しないよう、人と人の距離を取る。

- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにすること。
- ・職場で教職員が触れることがある場所・物品・機器等（例：ドアノブ、スイッチ、電話、パソコン、コピー機等）について、こまめに消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には p16 「I 6 消毒液を使った清掃の実施」のとおり行うこと。

- ・石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・入手可能な場合は、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付け、使用すること。
- ・訪問者等に対し感染防止措置への協力を要請すること。

③ 飛沫感染の防止：「密接」した会話や発声を避ける。

- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離（2メートル以上）を保ち、マスクを着用すること。
- ・教職員一人ひとりが、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットを徹底すること。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫を行うこと。
- ・職場においては、人ととの間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話をを行う時には、特に間隔を開ける（2メートル以上）こと。
- ・電話、電子メール等の活用により、教職員が集まる集合形式での会議等をできる限り回避すること。やむを得ず、集合形式となる場合には最少の人数にしほることや広い部屋で行うなどの工夫を行うこと。また、会議内容を全体で共有する必要がある場合は同様にメール等を活用すること。
- ・食事をとる際の感染防止のため、昼休み等の休憩時間をずらしたり、座る位置の間隔を開けるなどの措置を講じること。
- ・その他密閉、密集、密接となるような職場の状況を改善することを検討すること。

④ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・疲労の蓄積につながることから長時間の時間外勤務を行わないこと。あわせて、適切な勤務時間管理に留意すること。
- ・教職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

(2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底等

① 接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の石鹼による手洗いや、入手可能であれば手指のアルコール消毒を徹底すること。

② 飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底し、マスクを着用すること。
- ・多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の教職員の密度を下げる等の観点から、勤務時間の割振り変更のほか、可能な場合には公共交通機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。

（令和2年5月26日付け教委校（全）第20号「臨時休業期間の終了に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかるマイカー等通勤の緩和の取扱いについて（通知）」参照）

- ・通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要的会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、可能なものはメールで行うなど工夫すること。

(3) テレワーク（在宅勤務）の活用

- ・職場や通勤・出張での感染防止の観点から、校務運営に支障をきたさない範囲で活用すること。

（令和2年5月26日付け教委校（全）第19号「臨時休業期間の終了に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたテレワーク制度の取扱いについて」参照）

3 かぜ症状等を呈する教職員への対応について

(1) 基本的な考え方

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通のかぜと見分けがつかないことから、発熱、咳などのかぜ症状がみられる教職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応を行うこと。特に、高年齢教職員、基礎疾患がある教職員、免疫抑制状態にある教職員、妊娠している教職員について配慮すること。

(2) 感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合

- ・①教職員の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合、②教職員の同居家族が濃厚接触者と認定された場合は、当該教職員を職場には出勤させず、その場合の勤怠は特別休暇等を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・特別休暇を活用する場合、p20「II 1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」中、(1)について、「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、対応するものとし、(2)については、「幼児児童生徒」を「教職員」とし、同居家族が保健所等に指示された期間を、特別休暇を取得することができる期間とする。

(3) 発熱等かぜ症状が見られる場合

- ・③教職員に発熱等かぜ症状が見られる場合、④教職員の同居家族に発熱等かぜ症状（※1）が見られる場合は、当該教職員を職場には出勤させず、その場合の勤怠は特別休暇等を活用することで対応するものとし、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・特別休暇を活用する場合、p20「II 1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」中、(3)については、「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、対応するものとし、(3-2)については、「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の判断の条件および出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、対応するものとする。
- ・(※1)の症状は、p7《新型コロナ受診相談センターに相談するめやす》に該当する症状が見られる場合とする

(留意事項)

- ・特別休暇については、令和2年4月14日付け教委校（全）第11号「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特別休暇の付与について（通知）」参照。
- ・教職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・かぜの症状が出現した教職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談のめやす（具体的なめやすはp7を参照）」を教職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、保健所などに設置される帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談センター）に電話で相談し、同センターから出された指示に従うよう指導すること。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

学校園長は、教職員が、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者及びPCR検査の対象者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合には教育委員会へ報告することや、学校産業医に相談すること及び教職員が陽性者等になったことをもって不利益な取扱いや差別等を受けることはないことを、あらかじめ教職員に対して周知しておくこと。

また、教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応については、つぎのとおりとする。

(1) 教職員に感染陽性者（濃厚接触者等を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、学校産業医と相談し、教育委員会事務局指導部各担当と協議のうえ、対応について決定する。臨時休業とする基準や期間は、p24「II 2 学校園・学年・学級休業の考え方」のとおりとし、授業などの担当状況や職員室等での状況により、その対象となる学級の範囲を考慮すること。なお「学校（園）医」の箇所は「学校産業医」と読み替えるものとする。

(2) 新型コロナウイルスへの感染、もしくは感染の疑いによりPCR検査を受検することになった場合

速やかに教育委員会事務局指導部各担当並びに教務部教職員給与・厚生担当へ報告をすること。教務部教職員給与・厚生担当への報告については、令和2年5月7日付け事務連絡「教職員の新型コロナウイルスPCR検査及び感染症（濃厚接触者）の報告について」を参照すること。

(3) 陽性者等に該当した場合の関係機関との連携などの具体的な対応

p26「II 3 出席停止・臨時休業発生時の対応」のとおりとする（「学校（園）医」を「学校産業医」と読み替えること。）。

(4) 陽性者等が回復し出勤することとなった場合

引き続き健康観察を行うとともに、学校産業医と相談したうえで、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行うことも想定しておくこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

学校園長等においては、「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省ホームページ)等を確認し、最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知すること。

＜参考＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(厚労省 HP)

6 妊娠中の女性教職員への配慮について

妊娠中の女性教職員については厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめているので、以下のホームページも参考にすること。なお、妊娠中の女性教職員が、保健指導又は健康診査を受けた結果、指導を受け、それを校園長に申し出た場合は、勤務時間の割振りの変更やテレワーク制度（在宅勤務）等の活用により、適切な配慮を行うこと。

（令和2年5月26日付け教委校（全）第21号「妊娠中および出産後の職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について」参照）

＜参考＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10656.html （厚労省 HP）

7 感染症流行期における教職員のメンタルヘルスについて

新型コロナウイルスの感染症拡大を防止するため、休業措置をはじめ、さまざまな行動の制限、社会的接触の制限が求められてきたことから働き方の変化によるストレスを感じる一方、感染への不安やストレスを抱えながら働いている人も増えている。加えて様々な情報から生じる過度の不安や気分の落ち込み、意欲減退、不眠などのからだのサインを無視し、放置し続けると「うつ状態」になる可能性がある。

いま、個人として何ができるのか、また、組織としてどんな対策を取ったらいいか以下、参考にして教職員のメンタルヘルス対策に取り組むこと。

（1）教職員向け：セルフケアについて

- ・家にいなければならないときは、健康的な生活習慣を心がける
- ・社会との接点を大切にする（家族や友人との電話やメール）
- ・不安をあおるようなマスコミ報道を見聞きするのは少なくし、信頼できる情報にアクセスする
- ・飲酒、喫煙、薬物でストレスを紛らわせない

(2) 学校園長向け：管理職としてのメンタルヘルスラインケアについて

部下のメンタルヘルスをケアするうえで特に配慮したい点

① ストレス反応を理解する

ごく自然な反応であるが、期間が長引くときは要注意である。1か月以上反応が続いているようであれば、専門家への相談を検討する。周りに相談できる環境がない場合や、相談することが苦手で抱え込んでしまう傾向にある人には特に注意が必要。知らず知らずの間に状態が悪くなってしまうことがあるので、目を向けていく必要がある。

- ・相談できる相手がいない
- ・悩みを自分一人で抱え込む傾向がある
- ・お酒やたばこ、薬の量が増えたままである
- ・集中力、判断力が低下している
- ・能率が落ちている
- ・ミスが増えているなど…

② 部下の変化に気づく

日ごろから部下の「普段の様子」を知っておくことで、早期発見につながる。在宅勤務中は、進捗状況だけでなく、体調についても確認し、言葉でのコミュニケーションをとることが大切。

- ・業務上の困りごと（自宅で作業が難しいことはないか、対応に困っていることはないか、など）
- ・睡眠について（夜は眠れているか、寝る時間は不規則になっていないか、など）
- ・生活について（3食きちんととれているか、適度に運動やストレッチをしているか、など）

③ 本人は「大丈夫」と言うが気になるときは、専門家へ連携する

本人が利用できる相談窓口の情報提供を行う。本人が窓口を利用しない場合は、上司が相談窓口に相談することを検討すること。

○関連情報サイト

■厚労省 こころの耳～働く人のメンタルヘルスポータルサイト～

- ・新型コロナウイルス感染症対策（こころのケア）

https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/

■WHO神戸センター

- ・COVID-19 流行によるストレスへの対処（WHO神戸センター）

https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/pdf/Coping-with-stress-print-JPN%20ver.pdf

- ・迷信や不安に対するアドバイス

https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/20200422_JA_ver2_New_mythbusters_rev.pdf

■日本赤十字社

- ・「感染症流行期にこころの健康を保つために」シリーズ

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200327_006138.html

■厚労省

- ・ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変）令和2年3月1日版

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

8 公務災害の認定について

本感染症については、感染源が公務に内在していたことが明らかに認められる場合には、公務上の災害となります。調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる環境下での公務に従事していた職員が感染したときには、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したものと認められるか否かは個別の判断となります。また、公務上の災害となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行われるものとなります。

以上、教職員に対して周知を行い、感染が判明した場合、教職員給与・厚生担当（福利厚生グループ）あて連絡を行ってください

※被災教職員が労災適用の場合についても同様とし、感染が判明した場合は連絡を行ってください。

VIII その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策経費の支出に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費（非接触体温計、消毒液、消毒用手袋等）については、学校へ配当している学校維持運営費予算から執行すること。定期的に執行経費を調査のうえ予算措置を行う。

(2) 高等学校における授業料の取扱いについて

- ・高等学校等就学支援金について、大阪府は、申請書等の受付を6月5日（金曜日）に設定しているが、申請の意思がある生徒・保護者等からの書類提出が遅れるといった場合、事前に学校を通じて申し出があれば、柔軟に対応することとしている。

(3) 就学援助等に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による解雇・廃業等により家計が急変した場合、申請により就学援助を受けることが可能であることについて、令和2年5月11日付け教委学運校（小）第2号、（中）第2号「児童生徒就学援助事務取扱要領」の改正について（通知）にて通知した改正内容に基づき、保護者に対し十分周知すること。

【通知文例1】 新型コロナウイルス感染症予防のお願い

令和 年 月 日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立○○学校（園）
校（園）長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校（園）の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症に対して、大阪市立学校園では、幼児・児童・生徒に対して感染症予防の指導を強化しております。
つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、「新しい生活様式」を実践するとともに、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。
- 健康観察表に、体温や体調の記入をお願いします。
- 健康観察表は毎日、登校園時に持参させてください。
- ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 次の場合には、必ず学校（園）へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

- 発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、症状が治った場合でも、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

- お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

- お子様の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

- 同居家族に下記「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状がみられる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

- 次のいずれかの症状がある方は「新型コロナ受診相談センター」（電話 06-6647-0641）にご相談ください。また、学校園へもご連絡ください。

・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

- 「新型コロナ受診相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

- 医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

- 十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。

- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

- 休日は不要不急の外出を控え、仲の良い友人同士の家族間の行き来を控えてください。

帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。

- 部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。

**【通知文例 2】 新型コロナウイルス感染症対応について
(感染者が判明し、全校休業となる場合・全保護者用)**

令和 年 月 日

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立〇〇学校（園）
校（園）長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本校（園）児童（生徒、園児、教職員）が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、大阪市教育委員会、保健所と連携し、感染拡大防止を図り、〇月〇日を全校臨時休業とします。（関係学級（学年）は、〇月〇日まで臨時休業とします。）

つきましては、下記についてご留意いただいたうえ、ご対応、ご協力をお願ひいたします。

記

- 1 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただき、必要により〇〇区保健福祉センター（06- - ）へご相談ください。
- 2 消毒作業等、校（園）内の安全が確認できるまで、（いきいき放課後事業、一時預かり事業、部活動 等）も中止します。利用中のご家庭は、学校（園）にご相談ください。
- 3 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
- 4 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
- 5 うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いします。

大阪市立〇〇学校（園）

06-

大阪市教育委員会

指導部 教育活動支援担当 第〇教育ブロックグループ 06- -

指導部 初等・中学校教育担当（幼稚園） 06-6208-8173

指導部 保健体育担当 保健体育グループ 06-6208-9142

**【通知文例 3】 新型コロナウイルス感染症対応について
(感染者が判明し、全校休業となる場合・当該学級保護者用)**

令和 年 月 日

○年○組

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立○○学校（園）
校（園）長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本学級の児童（生徒、園児、教職員）が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、大阪市教育委員会並びに保健所と連携し、感染拡大防止を図り、○月○日を全校臨時休業とします。また、本学級（○歳児、学年）は、○月○日まで臨時休業とします。

つきましては、次の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願ひいたします。

なお、現時点では○年○組（○歳児、○年、本校）において、他に発熱等の感染が疑われる症状のある児童（生徒、園児、教職員）は見られません。

記

- 1 ○月○日から○月○日まで全校休業した後、○月○日まで学級（学年）休業とします。
- 2 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校（園）へご連絡いただき、必要により○○区保健福祉センター（06- - ）へご相談ください。
- 3 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
- 4 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
- 5 うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。

※ ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いします。

大阪市立○○学校（園）

06-

大阪市教育委員会

指導部 教育活動支援担当 第○教育ブロックグループ 06- -

指導部 初等・中学校教育担当（幼稚園） 06-6208-8173

指導部 保健体育担当 保健体育グループ 06-6208-9142

【通知文例4】 新型コロナウイルス感染症対応について

(複数名の濃厚接触者が判明し、学級休業となる場合・当該学級保護者用)

令和 年 月 日

○年○組

保護者様

大阪市教育委員会

大阪市立○○学校(園)

校(園)長 ○○ ○○

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本学級の児童(生徒、園児、教職員)に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が複数名、判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、大阪市教育委員会並びに保健所と連携し、感染拡大防止を図り、本学級(○歳児、学年)は、○月○日まで臨時休業とします。

つきましては、次の内容についてご留意いただき、ご対応、ご協力をお願いいたします。

なお、現時点では○年○組(○歳児、○年、本校)において、他に発熱等の感染が疑われる症状のある児童(生徒、園児、教職員)は見られません。

記

- 1 ○月○日から○月○日まで学級(学年)休業とします。
 - 2 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校(園)へご連絡いただき、必要により○○区保健福祉センター(06- -)へご相談ください。
 - 3 随時、状況の変化や対応についてはメール、ホームページで連絡いたします。
 - 4 個別に連絡が必要な場合は、別途お知らせいたします。
 - 5 うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。
- ※ ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いします。

大阪市立○○学校(園)

06-

大阪市教育委員会

指導部 教育活動支援担当 第○教育ブロックグループ 06- -

指導部 初等・中学校教育担当(幼稚園) 06-6208-8173

指導部 保健体育担当 保健体育グループ 06-6208-9142

けんこうかんさつひょう かてい
健 康 觀 察 表 (家庭用)

ねん年 くみ組 なまえ
名前

	れい例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ひにち	6 / 3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
ようび曜日	水														
たいおん体温	36.0 度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
いたのどの痛み	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
はなみずはな 鼻水・鼻づまり	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
たいちょう 体調 (息苦しさ ・だるさ等)	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	
ほか その他 (におい、味がしない 筋肉痛、頭痛、 嘔吐、下痢等)															
ご家族の状況	しょうじょう 症状 あり・なし 母 せき・発熱	しょうじょう 症状 あり・なし													
保護者サイン															

* 登校園しない日も含めて、毎朝、本人・ご家族の体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サイン（高校生は生徒自筆可）のうえ、毎日ご持参ください。

* 本人に微熱（普段の体温より高い状態）、発熱（37.5度前後より高い状態）等のかぜの症状が見られる場合や、ご家族に次の新型コロナ受診相談センターに相談いただくめやすの症状

がある場合は、電話等で学校園に連絡のうえ、登校園を控えてしてください。

* 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）や高熱がある場合や、かぜの症状や発熱が続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。基礎疾患等のある方

は、これらの状態がある場合）は、新型コロナ受診相談センター（電話番号：06-6647-0641）にご相談ください。

健康觀察表（学級用）

*朝の会終了後（おそらくとも、1校時の放課）までに提出してください。

(小·中·高等学校)

※SKIP ポータル>児童生徒>児童生徒名簿>印刷・出力>名簿印刷>名簿種類>健康観察簿

(幼稚園)

※SKIP ポータルはありません。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし		約 100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後	1回	約 0.01% (数百個)
流水で 15秒すぐ	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の热水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

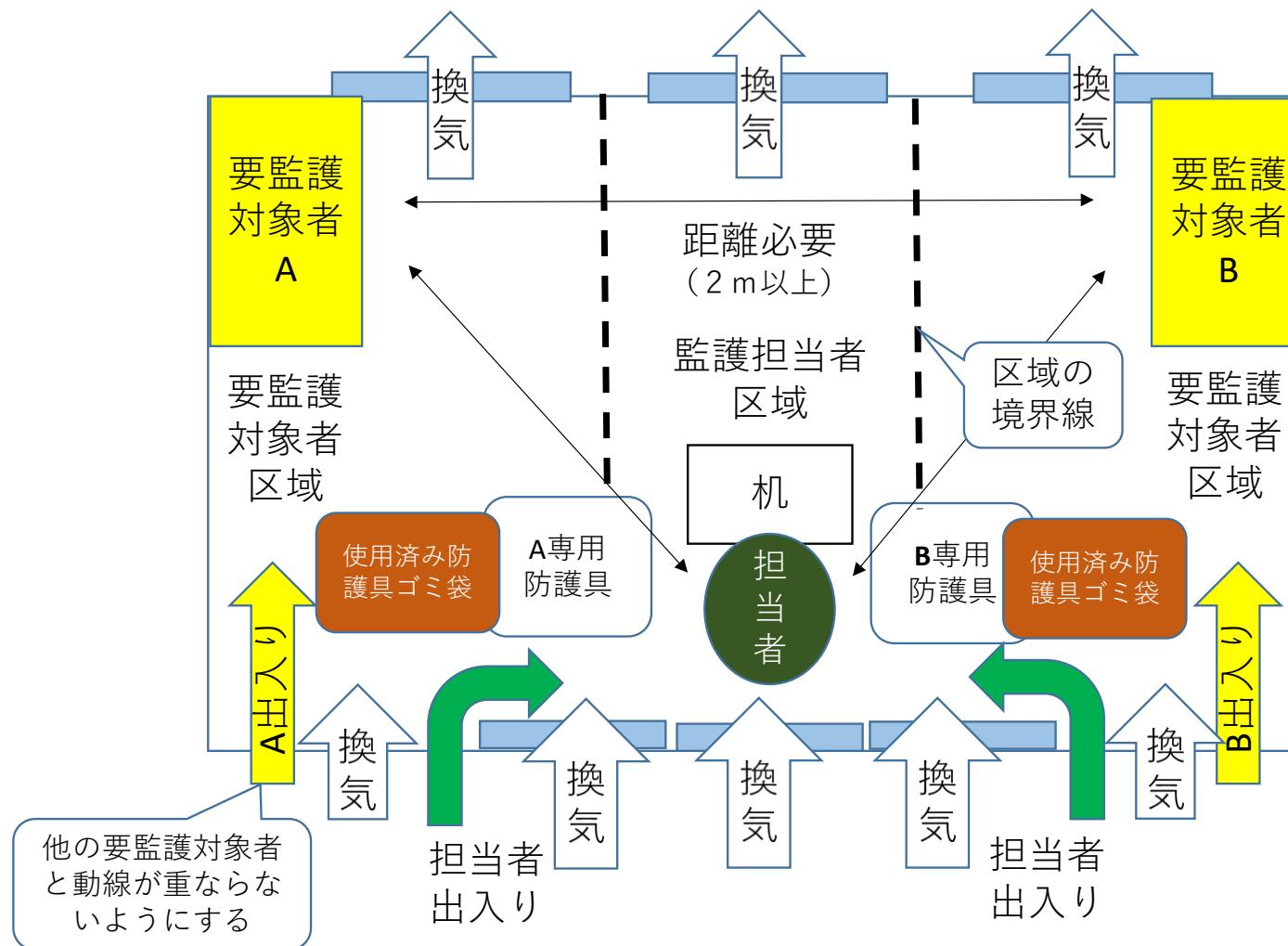
メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)* ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10ml (商品付属のキャップ1/2杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

*上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

空き教室を活用した別室の例



消毒実施状況チェックリスト (年 月分)

場所 : 1-1 教室		机・椅子		ドアノブ		スイッチ			
日	曜日	時間	確認	時間	確認	時間	確認	時間	確認
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。

特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドア、窓等のノブ・取っ手 ・靴箱の取っ手・靴べら ・手すり ・照明等のスイッチ ・エレベーター やインターフォンのボタン ・カーテンやブラインドで手がよく触れるところ ・水道の蛇口・流水レバー・シャワー ヘッド、ホースの持つところ等 ・モップ等の清掃用具等 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面台 ・便器の蓋・便座等 ・水洗流水レバー等 ・ウォシュレットの操作ボタン ・壁、床等 	<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤カードリーダーのボタン ・教室の鍵等 ・照明等のスイッチ ・キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手 ・机の作業面 ・椅子のひじ掛け・背もたれ ・電話機・携帯電話 ・パソコンのキーボード・マウス等 ・タブレットPC、電卓等 ・リモコン ・ファイル・本等 ・共用のポット、冷蔵庫の取っ手 ・洗濯機 ・共用の布きん等 ・ロッカーの取っ手 ・共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机・椅子 ・共用パソコンのキーボード・マウス等 ・共用タブレットPC ・共用の本・辞書等 ・共用の筆記用具等 ・共用の教材、器具等 ・スポーツ用品、楽器等 	

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染防止のための基本的な対策	
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置	
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・「テレワークやローテーション勤務を取り入れている。		はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。		はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。		はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3)多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。		はい・いいえ
・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用ができる限り回避するようにしている。		はい・いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(6)トイレの清掃等について		
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。		はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。		はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。		はい・いいえ
・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
※ 便器内は通常の清掃でよい。		
(7)休憩スペース等の利用について		
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。		はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。		はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。		
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。		
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。		はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。		はい・いいえ
・他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。		はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをするなどとしている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) 他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.5.14版

学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト

	接触者の判定	氏名	発症2日前からの 患者との接触歴 (患者：)	濃厚接触者	濃厚接触者に準ずる疑いのある者(グレーゾーン)						風邪症状等の有無	健康観察の必要性	備考			
					距離～1m			距離1～2m								
					必要な感染予防策 無		必要な感染予防策 有		必要な感染予防策 無							
				接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上	接触15分未満	接触15分以上	接触15分未満					
1	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
2	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
3	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
4	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
5	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
6	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
7	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
8	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
9	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
10	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
11	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
12	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
13	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
14	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
15	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
16	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
17	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
18	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
19	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			
20	濃厚・グレー・該当せず											有()・無	必要・不要			

このチェックリストを参考にして保健所・区福祉センターに相談し、接触者の判定と健康観察の必要性について指示をもらう。

濃厚接触者の基準は、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学的調査実施要領」に基づく。

必要な感染予防策として、マスク、十分な換気、対面で食事等の有無を確認する。

他に感染を拡げないという意味で患者の
感染予防策の有無は重要です。

(見本例) 学校園での新型コロナウイルス感染症に係る接触者チェックリスト

接觸者の判定 氏名 保健所に 相談する。	発症2日前からの 患者との接觸歴 (患者:△△) 患者本人はマスク装着	濃厚接觸者		濃厚接觸者に準ずる疑いのある者(グレーゾーン)				風邪症状等の有無	健康観察の必要性	備考 保健所から 指示もらう。			
		距離~1 m		距離1~2 m									
		必要な感染予防策 無	必要な感染予防策 有	必要な感染予防策 無		必要な感染予防策 有							
		接觸15分以上	接觸15分未満	接觸15分以上	接觸15分未満	接觸15分以上	接觸15分未満						
1 濃厚・グレー・該	○○	前1日に体育館で隣に並んで教科書配布			✓			○・無	必要・不要				
2 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪	患者本人はマスクを装着していたが、換 気が悪い環境であり密閉状態だった。必 要な感染予防策として不十分であった。				○・無	必要・不要				
3 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪					○・無	必要・不要				
4 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪					○・無	必要・不要				
5 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪					有()・無	必要・不要				
6 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に小部屋でミーティング	✓換気悪					有()・無	必要・不要				
7 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に隣席で仕事		✓	換気が良い環境で必要な感染予防 策がとられていたが、隣席のため 接觸時間が長かった。				有()・無	必要・不要			
8 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に隣席で仕事		✓					有()・無	必要・不要			
9 濃厚・グレー・該当せず	○○	前1日に隣席で仕事		✓					有()・無	必要・不要			
10 濃厚・グレー・該当せず	○○	隣席だが両日とも不在						有()・無	必要・不要				
11 濃厚・グレー・該当せず	○○	前1日に2席離れて仕事						有()・無	必要・不要				
12 濃厚・グレー・該当せず	○○	前1日に1階廊下で立ち話			✓			有()・無	必要・不要				
13 濃厚・グレー・該当せず	○○	前2日に対面で患者と食事	✓互いにマスク外す					有()・無	必要・不要				
14 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
15 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
16 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
17 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
18 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
19 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				
20 濃厚・グレー・該当せず								有()・無	必要・不要				

このチェックリストを参考にして保健所・区福祉センターに相談し、接觸者の判定と健康観察の必要性について指示をもらう。

濃厚接觸者の基準は、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学的調査実施要領」に基づく。

必要な感染予防策として、マスク、十分な換気、対面で食事避ける等の有無を確認する。